

奈良文化女子短期大学特別聴講学生規程

(目的)

第1条 この規程は、奈良文化女子短期大学（以下「本学」という。）学則第36条第3項の規定に基づき、特別聴講学生に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(出願資格)

第2条 特別聴講を願い出ることのできる者は、本学と単位互換協定を締結している大学等の学生で、所属の大学等で特別聴講学生となることを許可された者とする。

(履修期間)

第3条 特別聴講学生の科目履修の期間は、1年以内とする。

(履修科目)

第4条 特別聴講学生が履修することのできる科目は、単位互換協定に基づき、あらかじめ本学が指定した科目とする。

2 本学が指定した科目にかかわらず、受講人数や演習機器等の都合で、履修できないこともある。

(出願手続き)

第5条 特別聴講を願い出る者は、特別聴講願書を所定の期日までに学長に提出しなければならない。

(特別聴講の許可)

第6条 特別聴講の許可は、教授会の議に基づき、学長がこれを行う。

(特別聴講の手続)

第7条 特別聴講を許可された者は、所定の期日までに履修登録手続きを行わなければならない。所定の手続きを行わない者は、特別聴講学生を辞退した者とみなし、その許可を取り消す。

(単位の認定)

第8条 特別聴講学生には、本学学則第8条を準用して単位を与える。

(検定料等)

第9条 検定料、入学料、授業料の費用は、単位互換協定により免除する。ただし、実験、実習等に係る経費は徴収する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日より施行する。